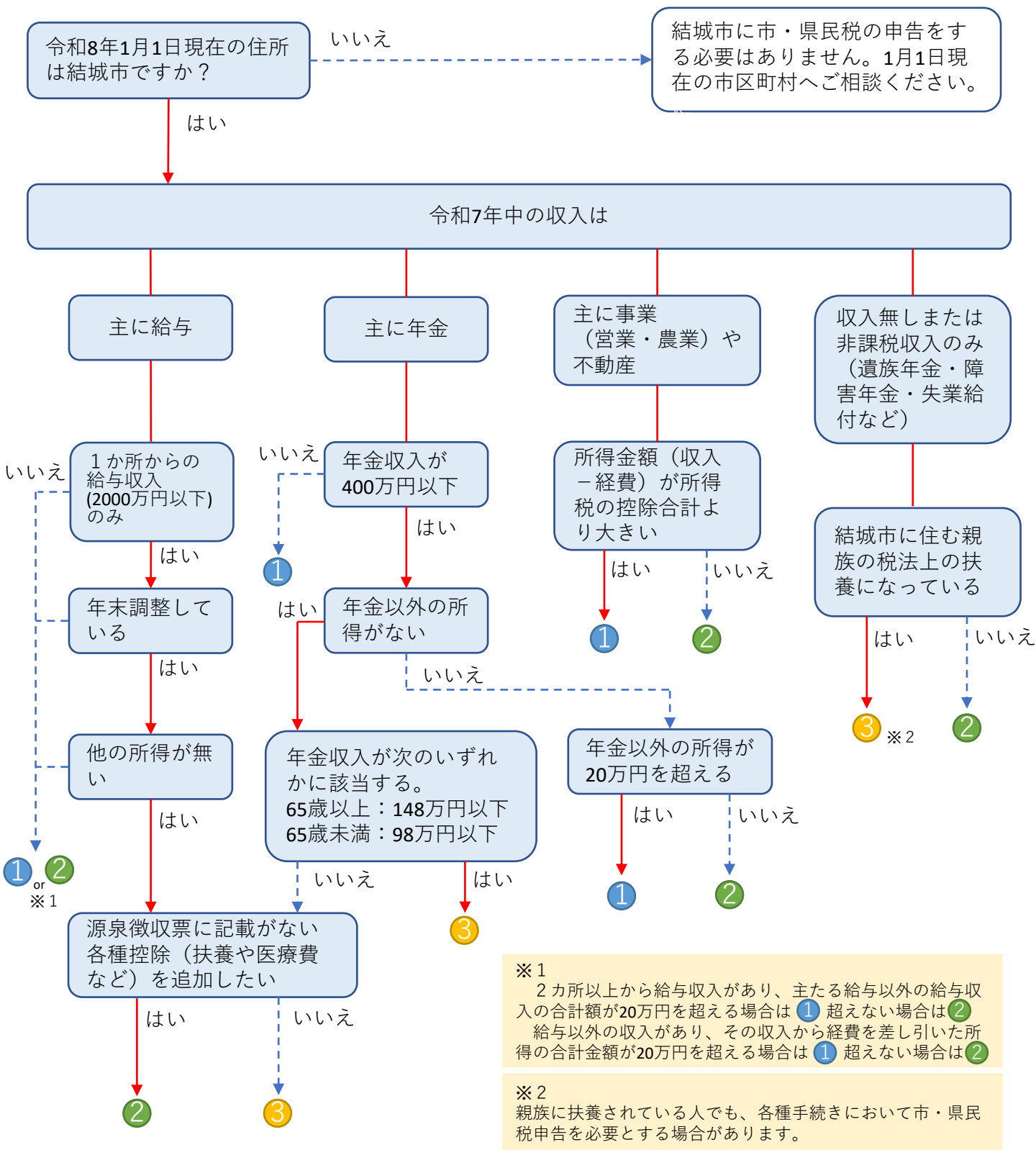


申告（所得税、市・県民税）の要否判定

※一般的な例を示しています。内容によって申告方法が異なる場合があります。



判定結果	①	所得税の確定申告が必要です。	確定申告書を提出する場合は、市・県民税の申告は不要です。「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は記入してください。
	②	市・県民税の申告が必要です。	ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
	③	確定申告、市・県民税申告は不要です。	